

第2次

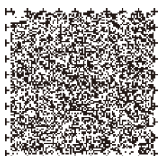
小金井市 環境基本計画

～緑・水・生きもの・人
・・・わたしたちが心豊かにくらすまち 小金井～



平成27年3月
小金井市





「第2次小金井市環境基本計画」 策定にあたって



小金井市は、国分寺崖線や野川、玉川上水などの緑や水、広大な小金井公園などの恵まれた自然環境の中で、文教住宅都市として発展を続けてきました。

しかし、今日の豊かな生活とは裏腹にその発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、身近な自然の減少や都市・生活型公害など、様々な環境問題を発生させ、さらには地球環境の悪化を進行させています。

これらの問題を克服するため、社会経済システムを根本から見直し、良好な環境を引き継ぐため、自然と共生する循環型社会を築いていく必要があります。

このような中で小金井市では、循環を基調とした持続可能な社会を構築し、良好な環境を次世代に継承していくために、平成15年7月から環境基本条例を施行しており、その条例を受けて、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年10月に環境基本計画を策定しました。

計画対象期間の10年間では、国、都における環境関連施策の動向や、国際的な視野からは京都議定書の第一約束期間後の枠組み、中国からのPM2.5等の越境汚染問題等といった本市の環境を取り巻く状況が大きく変化しました。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や地震に伴う原子力発電所の事故により、安全・安心な生活環境基盤やエネルギー確保への取組の必要性が見直されています。

これらのことを踏まえ、この度、これまでの計画の推進状況等を総合的視点から評価し、環境基本条例の基本理念実現のために新たな課題に対応した環境政策のマスタープランとして見直し、「第2次小金井市環境基本計画」として改訂しました。

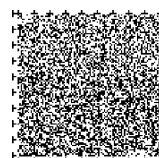
今後、本計画を指針とし、計画が目指す環境像「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」の実現に向けて、市民、事業者、教育機関、市がよりよい環境づくりに協働して取り組んでいけるよう全力で邁進してまいります。

最後に、本計画の改訂にあたり、ご検討いただいた環境基本計画改訂検討委員会委員をはじめ、貴重なご意見をいただいた環境審議会委員、10年間の取組の評価と課題について報告書をご提出くださった環境市民会議の皆様並びに市民アンケート、ヒアリング調査等にご協力いただいた市民・事業者の皆様に深く感謝いたします。

平成27年3月

小金井市長

箱葉孝考



第2次小金井市環境基本計画

緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち 小金井

目次

第1章 計画の基本的考え方

1-1 計画改訂の趣旨	
(1) 改訂の経緯	1
(2) 改訂の方針と手順	4
1-2 計画の性格	
(1) 基本理念	5
(2) 計画の位置付け、役割	6
(3) 計画の期間	8
(4) 計画の対象範囲	8

第2章 環境の現況と課題

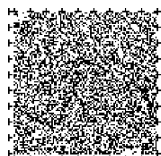
2-1 環境の推移	
(1) 地域概況	9
(2) 環境の現況	14
2-2 これまでの取組の評価と課題	
(1) 基本目標別の取組の評価と課題	27
(2) 重点的取組の評価と課題	29
2-3 環境保全に向けた課題	33

第3章 計画の目標

3-1 計画が目指す環境像	34
3-2 取組の見直しの視点	35

第4章 取組の展開

4-1 取組の体系	37
4-2 基本目標と主要な課題	38
4-3 基本施策	
(1) 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる	42
(2) 緑を守り育てる	46
(3) 地下水・湧水・河川の水循環を回復する	51
(4) 自然環境を一体的に保全する	55



(5) 公害を未然に防止する	57
(6) 小金井らしい景観をつくる	60
(7) ごみを出さない暮らしとまちをつくる	62
(8) 地域から地球環境を保全する	66
4-4 重点的取組	
(1) 包括的なテーマの設定	70
(2) 取組テーマの抽出の視点	70
(3) 各主体の役割	71
(4) 重点的取組のテーマ	72
(5) 取組の概要	73
テーマ1 計画推進のネットワークを拡大する	
テーマ2 環境を意識した行動を全市に展開する	
テーマ3 低炭素のまちづくりを推進する	
テーマ4 多様な生物と共生できる自然環境を保全・回復・再生する	
テーマ5 ごみを発生させない社会づくりを推進する	

第5章 計画の推進

5-1 推進体制	
(1) 推進の基本的な考え方	78
(2) 推進に関わる主体	78
(3) 各主体の連携方策	80
5-2 計画の進行管理と評価	
(1) 計画の推進フロー	82
(2) 進行管理と評価	83

地下水及び湧水の保全・利用に係る計画 84

- ※「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」第17条で、環境基本計画の中に策定することが規定されているものです。
- 第2次環境基本計画との整合を図るため、一部のデータの年次更新や参照表現等の更新、デザイン・レイアウトの変更を行い、それら以外は第1次環境基本計画の内容を継承しました。

資料編

本計画書における脚注の凡例について

- * m.n：本文に関する注釈（第m章のn番め）であることを示します。
 ※ n）：データ等の参照資料をページごとに通番（n）で示します。

